

## IV-10 歴史・文化

文化財の観光活用に向けた取り組み支援が加速  
世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産の新規登録

### 1. 文化財保護法に基づく動向

#### (1) 選定・登録状況

文化財保護法の対象となる文化財の種類のうち、観光との関連が強い「文化的景観」(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地)と「伝統的建造物群」(宿場町、城下町、農漁村など)については、2019年3月31日現在、「重要文化的景観」64件、「重要伝統的建造物群保存地区」118地区が選定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-1参照)。

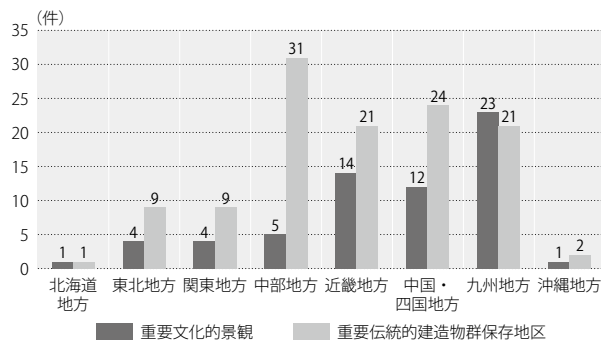
2018年度は、「重要文化的景観」として3件、「重要伝統的建造物群保存地区」として1件が新たに選定された(表IV-10-1)。

「伊庭内湖の農村景観」は、「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財として、2015年に日本遺産に登録されている。東近江市では、2017年3月に策定した「東近江市歴史文化基本構想」において、伊庭内湖の農村景観を「水辺の文化関連保存活用区域」と位置づけ、重要な観光資源のひとつとしている。同じく日本遺産構成文化財である五箇荘金堂伝統的建造物群保存地区(国の重要伝統的建造物群保存地区)とともに、2地区連携によるまちなみ散策コースの策定などを行うとしている。

喜多方市小田付地区の取り組みの経緯については、表IV-10-2の通りである。

図IV-10-1 地方ブロックごとの選定件数

(重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区)(2019年3月31日現在)



※地域区分はp.137参照

資料：文化庁資料より(公財)日本交通公社作成

表IV-10-2 喜多方市小田付の取り組み経緯

喜多方市小田付	
1975年	蔵の写真展をきっかけに「蔵のまち」のキャッチコピーが定着、観光客が激増 蔵の内部公開、ボランティアガイド、土産品販売、馬車の運行など、様々な来訪者向けサービスが開始
1979年	小田付地区の一部を含む伝統的建造物群保存調査が実施されるが、伝統的な建物の保存は近代的な都市発展に逆行するという考え方も強く、町並み保存の取り組みは下火に
2003年	小田付地区住民が中心となり、町並み保存・再活用による町の活性化を目的として「会津北方小田付郷町衆会」を結成、講演会、蔵再生・活用のためのワークショップ、ライトアップなど試行的な取り組みを実施
2013年	小田付地区住民代表より、伝建地区指定を目指した調査実施要望書提出 「小田付地区まちづくり整備計画」(街路整備中心)を受け、地区住民、行政、学校等で構成する「小田付まちづくり協議会」発足
2014年	東京藝術大学による保存対策予備調査実施
2015年	小田付地区伝統的建造物群保存対策調査実施
2016年	高校生とともに古写真を収集、収集した古写真の写真展開催 「喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例」公布
2017年	喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会発足、保存地区・保存計画決定

資料：『月刊文化財』(659号)、文化庁資料より(公財)日本交通公社作成

表IV-10-1 2018年度に新規選定された重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

種別	文化財名	所在地	概要	選定年月日
重要文化的景観	伊庭内湖の農村景観	滋賀県東近江市	琵琶湖岸の内湖に面した三角州において、石積み水路網及び岸建ちの建造物が特徴的な集落、それを取り囲む農地・山林からなる農村景観で、琵琶湖岸における水の利用及び居住のあり方を伝える文化的景観	2018年10月15日
	北大東島の燐鉱山由来の文化的景観	沖縄県北大東村	燐鉱採掘関連の生産施設、生活関連施設等からなり、日本列島南方の特殊な風土によって形成された離島において、大正～戦後直後にかけて行われていた燐鉱採掘、及びその後の産業変遷を伝える文化的景観	2018年10月15日
	宇和海狩浜の段畑と農漁村景観	愛媛県西予市	海、居住地、石灰岩の石垣で築かれた段畑、山林が連なる景観地で、黒潮の影響を受ける愛媛県南西部のリアス海岸における土地利用、風土に根差した斜面地農業の展開を伝える文化的景観	2019年2月26日
重要伝統的建造物群保存地区	喜多方市小田付	福島県喜多方市	天正年間の町割と市立に始まり、在郷町・醸造町として発展した蔵の町並み	2018年8月17日

資料：文化庁資料より(公財)日本交通公社作成

## 2. 文化財活用に向けた動向

### (1) 「文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進」など

#### ①基本方針

「明日の日本を支える観光ビジョン」で目標のひとつとして掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するべく、文化庁では2016年4月に「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020（以下、「プログラム2020」）」を策定した。「プログラム2020」では、文化財の観光資源としての魅力を向上させる取り組みを1,000事業程度実施するとともに、日本遺産を

はじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備することを目標に掲げている。

2018年度は、それまでの「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」を、「文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進（以下、実行プラン）」に改め、2020年までの目標達成に向けて支援を拡充し、地域の文化財の一体的・面的な整備、観光資源としての価値を高める美装化、観光コンテンツとしての質の向上（解説の充実・多言語化）など、9つの事業を実施した（表IV-10-3）。

表IV-10-3 文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進

事業概要	明日の日本を支える観光ビジョンにおいて掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を目標として、文化財を中核とする観光拠点の整備や、当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取り組みへの支援を充実させる。	
各事業名	各事業内容	2018年度予算 (前年度予算との差)
1. 文化財を通じた歴史体感プロジェクト 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	歴史的に由緒ある史跡等について、損傷、老朽化が著しく進んでいる箇所の修復を行うとともに、往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元、ガイド施設等の設置等一体的な整備を支援することで、魅力ある環境を創り出し、観光客の長時間滞在につなげる。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：450件程度	6,550百万円 (28百万円)
2. 地域の美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター形成事業	美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備、新たな事業創出、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取り組みを支援することによって、美術館・歴史博物館が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目指す。	1,248百万円 (新規)
I. 地域の美術館・歴史博物館クラスター形成支援事業	地域の文化財の魅力発信、地域振興、観光振興、多言語化による国際発信、ユニークベニューの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした、関係機関との連携による文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備のための取り組みを支援する。 ●補助対象：20件程度	584百万円 (新規)
II. 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業	博物館が核となって実施する地域文化の発信、子供や高齢者などあらゆる者が参加できるプログラム、学校教育などとの連携によるアウトリーチ活動、新たな機能の創造等を支援する。 ●補助対象：50件程度	329百万円 (新規)
III. 美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業	我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、美術館・歴史博物館に関わる緊急かつ重点的な分野等の取り組みを支援する。 ●補助対象：2件程度	330百万円 (新規)
3. 観光拠点形成重点支援事業※	文化財を中核とする観光拠点の整備を推進し、地域経済の活性化、文化財の価値の発信・継承につなげるため、歴史文化基本構想策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取り組みに対する支援を実施する。	361百万円 (10百万円)
I. 歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業	歴史文化基本構想策定地域において、当該構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に関する設備整備等（古民家の活用に関する改修を含む）を支援。 ●補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会（補助率：定額） ●補助件数：16件程度	160百万円 (△90百万円)
II. 優良モデル創出事業	特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。文化庁は国指定等文化財の活用に関する修理・整備等を支援。 ●補助対象：市町村等（補助率：原則50%） ●補助件数：4件程度	200百万円 (100百万円)
4. 日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産の認定を推進するとともに、認定された地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取り組みを支援することにより、地域の活性化・観光振興を図る。	1,336百万円 (△14百万円)
I. 日本遺産魅力発信推進事業	日本遺産認定地域において実施される情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、公開活用のための整備に係る事業等を補助する。 ●補助対象：申請地方公共団体等で構成される協議会（補助率：定額） ●補助件数：50件程度	1,208百万円 (△75百万円)
II. 日本遺産プロモーション事業	民間企業やメディアを巻き込んだイベントを開催するとともに、認定地域が抱えている課題に対応するための専門家派遣事業を実施する。	120百万円 (63百万円)
5. 文化遺産総合活用推進事業	伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養成、古典に親しむ活動など、地域の文化遺産を活用した特色ある総合的な取り組みを支援することにより、文化振興・地域活性化を図る。	1,873百万円 (△36百万円)
I. 地域文化遺産活性化事業	[I. 地域文化遺産活性化事業] 地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及活動、後継者養成、記録作成等に対して支援する。	1,572百万円 (△33百万円)
II. 世界文化遺産活性化事業	[II. 世界文化遺産活性化事業] 登録された世界文化遺産を活用して地域の活性化を図るため、情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究に対して支援する。 ●補助対象：文化団体や地方公共団体等で構成される実行委員会（補助率：定額） ●補助件数：375件程度	
III. 文化財保存活用地域計画等作成支援事業※	文化財を中核とする観光拠点形成のベースとなる「文化財保存活用地域計画」や「歴史文化基本構想」の策定及び改訂を行うための調査研究・体制整備等の取り組みを支援する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：定額） ●補助件数：70件程度	256百万円 (0円)
IV. 日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業※	地域の観光資源である文化財について、外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい解説の作成や情報発信を行うとともに、情報の多言語化を図る体制を整備するためのモデル事業を支援する。 ●補助対象：観光立国ショーケースに選定された地方公共団体（補助率：定額） ●補助件数：3件程度	27百万円 (△3百万円)
6. 日本の美再発見！文化財美術工芸魅力開花推進事業	国宝・重要文化財（美術工芸品）のカビ、サビ、埃等の除去や、表具・縁の打ち直しなど、外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業（美装化）を支援する。 ●支援対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：40件程度	80百万円 (新規)
7. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業	重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の外観、内装（公開部分）を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業（美装化）を支援する。 ●補助対象：文化財の所有者、管理団体（補助率：原則50%） ●補助件数：90件程度	305百万円 (0円)
8. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	まとまって一箇所に伝存する絵画、彫刻、工芸品、古文書等を対象に、1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録し、全体として歴史的価値づけを行うことを通じて貴重な歴史資料群としての文化財の散失を防ぐとともに、保存・活用（地元博物館での企画展示やWEBによる公開等）に供する。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%） ●補助件数：10件程度	15百万円 (新規)
9. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	出土した埋蔵文化財を積極的・総合的に公開活用するために行う展示、講演会等に係る事業や、埋蔵文化財の調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援し、両者の一体的な運用を図ることによって、地域の活性化・観光振興を図る。 ●補助対象：地方公共団体（補助率：原則50%） ●補助件数：230件程度	565百万円 (0円)

※2017年4月から先行的に京都に移転して業務を開始している、文化庁地域文化創生本部の担当業務。  
※このほか、国際観光旅客税を活用した「文化財多言語解説整備事業」（500百万円）を実施。

資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成

## ②歴史文化基本構想・文化財保存活用地域計画

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想（以下、基本構想）」は、各地方公共団体の文化財保護行政に関するマスタープランの役割を果たすこと、また、文化財を生かした地域づくりに資することが期待されている。「プログラム2020」では、基本構想の策定が、文化財を中核とする観光拠点整備の基盤のひとつとして位置づけられている。

2018年度の文化財保護法の改正に伴い、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）」の国による認定が制度化された。地域計画は、基本構想を実効的に発展させ法律に位置づけたものであり、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとされている。2019年3月に策定された「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」では、策定済みの基本構想に必要な内容を盛り込んだ上で、地域計画への移行が可能とされている。

2019年3月31日現在、108件の基本構想が策定されている。

基本構想や地域計画については、「実行プラン」の「文化遺産総合活用推進事業」内において「文化財保存活用地域計画等作成支援事業」を実施し、地域計画や基本構想の策定、及び改訂に対する支援を引き続き実施した（2018年度の採択件数は、歴史文化基本構想策定事業・改訂事業56件、文化財保存活用地域計画作成事業5件）。

また、2017年度に引き続き「観光拠点形成重点支援事業」を実施し、基本構想を活用した観光拠点づくりに資する事業（情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用）に資する設備整備など）に対する支援を行った（2018年度の採択件数は

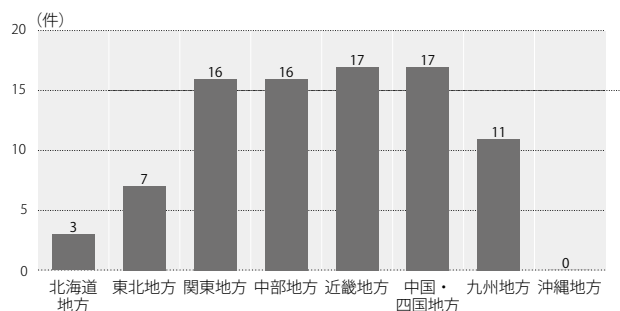
19件）。まちあるきにも使えるパンフレットの作成、ホームページの多言語化、VRを活用した文化財周遊アプリの導入、面的な案内を目的とした観光ガイド養成講座の実施、地場産業事業者と連携した体験プログラムづくり、モニターツアーの実施、町屋の宿泊施設としての整備などが行われた。

## ③日本遺産

「日本遺産（Japan Heritage）」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としている。「プログラム2020」に掲げる文化財を中核とする観光拠点の代表例と位置づけられている。

2018年度は、新たに13件が認定され（表IV-10-4）、2019年3月31日現在、67件のストーリーが認定されている（地方ブロックごとの選定件数は図IV-10-2）。

図IV-10-2 地方ブロックごとの日本遺産認定件数（2019年3月31日現在）



資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成

※地域区分はp.137参照

※複数地域にまたがるものがあるため、地方別の合計は認定件数と合致しない。

表IV-10-4 2018年度に新規認定された日本遺産（2018年5月24日認定）

都道府県	申請者(◎は代表自治体)	ストーリーのタイトル
北海道	◎上川町、旭川市、富良野市、愛別町、上士幌町、上富良野町、鹿追町、士幌町、新得町、当麻町、東川町、比布町	カムイと共に生きる上川アイヌ～大雪山のふところに伝承される神々の世界～
山形県	◎山形県（山形市、寒河江市、天童市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町）	山寺が支えた紅花文化
栃木県	宇都宮市	地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～
栃木県	◎那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町	明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～
富山県	南砺市	宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波
山梨県	◎山梨県（山梨市、笛吹市、甲州市）	葡萄畑が織りなす風景－山梨県峡東地域－
長野県・山梨県	◎長野県（茅野市、富士見町、原村、諏訪市、岡谷市、下諏訪町、長和町、川上村）、山梨県（甲府市、北杜市、韮崎市、南アルプス市、笛吹市、甲州市）	星降る中部高地の縄文世界－数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅－
静岡県・神奈川県	静岡県（◎三島市、函南町）、神奈川県（小田原市、箱根町）	旅人たちの足跡残る悠久の石畳道－箱根八里で辿る遥かな江戸の旅路
和歌山県	広川町	「百世の安堵」～津波と復興の記憶が生きる広川の防災遺産～
岡山県	◎岡山市、倉敷市、総社市、赤磐市	「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～
広島県	福山市	瀬戸の夕凧が包む 国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～
大分県	◎豊後高田市、国東市	鬼が仏になった里「くにさき」
宮崎県	◎西都市、宮崎市、新富町	古代人のモニュメント－台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観－

資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成

日本遺産については「実行プラン」内で「日本遺産魅力発信推進事業」「日本遺産プロモーション事業」を実施し、日本遺産認定後に行う情報発信、人材育成、普及啓発、調査研究、公開活用のための整備などの事業に対して認定後3年を目途として財政支援を行うとともに、各認定地域が抱える個別の課題に対して指導・助言を行う日本遺産プロデューサーの派遣などを行っている。

2018年10月から、文化庁とTBSテレビのタイアップ企画として、テレビ番組「じよんのび日本遺産」(毎週日曜日6:00～)の放送が始まった。「じよんのび」とは、「ゆったり、のんびり」という意味の新潟地方の方言。外国出身タレントを旅人として起用し、日本各地の日本遺産を紹介している。

#### ④歴史的風致維持向上計画

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(愛称:歴史まちづくり法)は、現代社会において失われつつある地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援するもので、文化庁、農林水産省、国土交通省の共管となっている。市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」に対して国の認定がなされると、歴史まちづくり法に基づく様々な特別の措置や国による支援が受けられるようになる。

2018年度は、伊豆の国市(静岡県)、横手市(秋田県)、下田市(静岡県)、盛岡市(岩手県)、高野町(和歌山県)、基山町(佐賀県)、鹿島市(佐賀県)、香取市(千葉県)、下野市(栃木県)、栃木市(栃木県)の10件が新たに認定され、2019年3月31日現在、76件が認定されている。

#### (2)文化財保護法改正に伴う動き

過疎化・少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、各地の文化財の滅失・散逸などの防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで継承に取り組んでいく体制を整備することを目的に、2018年6月に文化財保護法が改正された。

2019年3月には「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」が策定され、法律改正により新たに制度化された、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び国指定等文化財の所有者などが作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定などに関して、基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項などが示された。

今回の法改正をめぐっては、慎重な議論を求める学術団体などからのコメント発表や、文化財の保存と活用をテーマにしたシンポジウム開催などがみられた(表IV-10-5,6)。

表IV-10-5 文化財保護法改正をめぐる学術団体などからのパブリックコメント・声明など(抜粋)

日付	名称	団体
2017年9月27日	「文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ」に対する意見	明日の京都 文化遺産プラットフォーム
2017年9月27日	文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめに対する学会からの意見	文化財保存修復学会
2017年9月28日	「文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめに関する意見募集」へのパブリックコメント	日本考古学協会
2017年9月29日	文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめに関する意見	日本文化財科学会
2017年10月6日	文化財保護法の改定に対し、より慎重な議論を求める声明	日本歴史学協会、地方史研究協議会、歴史教育者協議会、立正大学史学会、内陸アジア史学会、信濃史学会、東北史学会、ジェンダー史学会、京都民科歴史部会、広島西洋史学研究会、東京歴史科学研究会、広島史学研究会、日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会、中国四国歴史学地理学協会、東海大学史学会、歴史学研究会、秋田近代史研究会、日本史研究会、交通史学会、文化財保存全国協議会、総合女性史学会、大阪歴史学会、関東近世史研究会、日本民俗史学会、千葉歴史学会、歴史科学協議会、専修大学歴史学会
2017年10月12日	文化財保護法改定に向けた動きに対する声明	地方史研究協議会
2018年2月25日	文化財保護法改定に対する要望書	地方史研究協議会
2018年3月8日	文化審議会による「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」についての意見	日本考古学協会
2018年10月5日	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についての意見	日本考古学協会
2018年12月12日	文化財保護法改正に対するパブリックコメントの発信について	日本歴史学協会

資料:各団体ウェブサイトより(公財)日本交通公社作成

表IV-10-6 文化財保護法改正をめぐる学術団体などによるシンポジウム開催など(抜粋)

日付	名称	団体
2018年5月27日	第84回総会 セッション10「文化財保護法の改正と遺跡の保存活用」	日本考古学協会
2018年6月30日	第37回研究大会 ポスト2020の文化観光と展示	日本展示学会
2018年11月17日	博物館と文化財の危機—その商品化、観光化を考える(人文研アカデミー)	京都大学人文科学研究所
2019年3月10日	美術館・博物館における文化財の「活用」を考える(美術史学会東西合同シンポジウム)	美術史学会(美術館博物館委員会)

資料:各団体ウェブサイトより(公財)日本交通公社作成

#### (3)文化庁の組織改編

2017年に「文化芸術振興基本法」を改正して成立した「文化芸術基本法」では、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する各分野との有機的な連携、及び文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが、基本理念として盛り込まれた。

この流れを受けて、新たに各省横断で設置された「文化芸術推進会議」の開催、政府全体の文化芸術に関する基本計画である「文化芸術推進基本計画（2018年3月第1期計画策定）」、「文化経済戦略（2017年12月策定、2018年8月アクションプラン策定）」の取りまとめなどを文化庁が行うこととなった。2018年10月には文化庁組織が改編された。目的に応じた分野横断的な組織再編を行うことで、政策課題への柔軟かつ機動的な対応の実現を図っている。

#### (4) 文化財活用センター発足

2018年7月、文化財公開・活用のナショナルセンターとして、独立行政法人国立文化財機構本部に文化財活用センターが発足した。文化財の継承のために、国内外の多くの人に文化財に親しむ機会を提供することをミッションに掲げ、文化財の保存と活用の両立に留意しつつ、「文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進」、「国立博物館の所蔵品の貸与促進とそれに関わる助言」、「文化財の保存環境に関する相談・助言・支援」、「文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信」を行っている。

### 3. 世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産に関する動向

#### (1) 世界文化遺産

##### ①「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録

2018年6月24日～7月4日にかけてバーレーン王国のマナーマで開催された第42回世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、新たに世界遺産一覧表に記載された。

本資産は、全12件の構成資産からなっている（表IV-10-7）。世界遺産に登録されるためには、申請案件が「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value、OUV）」を備えている必要があるが（表IV-10-8）、本資産は評価基準（iii）を満たしていると決議された。17世紀から19世紀の2世紀以上にわたる日本の禁教期に密かに信仰を継承した潜伏キリシタンが育んだ、独特の宗教的伝統を物語る証拠であることが評価されている。

表IV-10-7 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産

No.	名称	所在地
1	原城跡	南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	平戸市
4	天草の崎津集落	天草市
5	外海の出津集落	長崎市
6	外海の大野集落	長崎市
7	黒島の集落	佐世保市
8	野崎島の集落跡	北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	五島市
11	奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）	五島市
12	大浦天主堂	長崎市

資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成

表IV-10-8 顕著な普遍的価値の評価基準（「世界遺産条約履行のための作業指針」より）

(i)	人間の創造的才能を表す傑作である。
(ii)	建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
(iii)	現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
(iv)	歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
(v)	あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
(vi)	顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
(vii)	最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
(viii)	生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
(ix)	陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
(x)	学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成

本資産は、2015年1月の推薦書提出後、2016年1月に提出されたICOMOSからの中間報告において、「禁教・潜伏期」に焦点をあてた内容に見直すべきであるなどの指摘を受けたため、一度推薦を取り下げたという経緯がある。ICOMOSからの指摘を受けて推薦書の見直し作業が進められ、禁教期に焦点を絞るという観点から、構成資産が14件から12件に絞り込まれたほか、以前は教会堂単体で構成資産としていたのを、教会堂を含む集落全体として捉え直した。

本資産の世界遺産登録により、2019年3月31日現在、日本国内の世界遺産数は全22件（文化遺産18件、自然遺産4件）となった。

世界遺産委員会の決議文では、「各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で、『収容力（carrying capacity）』及び望ましい観光の管理について検討すること」という追加的勧告が指摘された。

教会は現在も使われている「祈りの場」であり、教会行事により見学できない場合や、一度に多くの見学者を受け入れられない場合もあるため、本資産の構成資産となっている8つの教会及び田平天主堂では、事前連絡制度を実施している。

新上五島町観光商工課では、2018年4月より頭ヶ島天主堂のある白浜地区への入場にあたり、上五島空港でシャトルバスに乗り換えてから入場する、頭ヶ島パーク&ライドを導入した。入場者数及び車輛数の制限を行うことで、騒音軽減、排気ガス抑制につなげ、「頭ヶ島の集落」の祈りの場としての環境を保全し、来場者の安全面の確保を図ることを目的としている。

また、2018年5月より（一社）新上五島町観光物産協会では、

各教会堂の周辺環境整備、維持管理、修理などの費用の一部にあてるため、教会保全協力金の取扱を開始した。協力金は一口1,000円とし、協力者には返礼品として「五島巡礼手帳」、地図、収納ケースのセットを配布している。「五島巡礼手帳」は、各教会備え付けのスタンプを押せるスタンプ帳となっており、全てのスタンプを集めるとカトリック長崎大司教区司祭より巡礼証明書が発行される。

### ②「明治日本の産業革命遺産」[ル・コルビュジエの建築作品]に対する保全状況審査

「明治日本の産業革命遺産」に対しては、端島炭坑（軍艦島）の保全措置に係わる計画策定について評価された一方、保全対象明確化のための調査実施、アクションプラン策定などが勧告された。保全措置、来訪者管理戦略、インタープリテーションの検討内容を示す報告を、2019年12月までに提出することが求められた。

「ル・コルビュジエの建築作品」に対しては、保存・修復・開発事業に関する検討の枠組み構築、各構成資産における修復アーカイブの作成、遺産影響評価への着手などが評価された一方、複数国にまたがる構成資産全体を配慮した遺産影響評価の実施などの課題が指摘された。2020年12月までに、保全状況の更新内容や課題への対応に関して報告することが求められた。

### ③各世界文化遺産の取り組み

世界文化遺産に対しても、「実行プラン」内において補助事業「世界文化遺産活性化事業」が実施されている。2018年度は11件の世界文化遺産で取り組みが行われ（採択事業数は13件）、各世界遺産センターで放映するガイダンス映像の作成、ガイド養成講座の開催、外国語対応を目的としたガイドブック・マップ・パンフレット・WEBサイトの作成、モニタリング指標の検討などが行われた。

2018年は、「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」が登録25周年、「古都奈良の文化財」が登録20周年、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」が登録5周年、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が登録1周年を迎え、それぞれセミナーやシンポジウムなどが開催された。

文化庁は、国内の世界文化遺産の保存・管理などの状況について把握するため、世界文化遺産が所在する都道府県に対し、毎年「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」の提出を求めている。同報告書で報告された各資産の予算措置状況は表IV-10-9の通りとなっている。

表IV-10-9 世界文化遺産の予算措置状況（予算額）  
（千円）

資産名	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
法隆寺地域の仏教建造物	98,069	70,523	83,550	176,910	93,314
姫路城	173,216	38,142	39,605	22,404	31,460
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	3,198,448	3,185,303	3,427,116	4,164,398	3,062,252
白川郷・五箇山の合掌造り集落	158,308	154,599	141,467	143,160	163,922
原爆ドーム	49,391	47,693	10,593	882	68,065
厳島神社	64,672	24,866	6,573	13,302	3,188
古都奈良の文化財	111,047	206,256	483,957	100,270	150,019
日光の社寺	7,679	6,465	7,606	9,072	12,299
琉球王国のグスク及び関連遺産群	912,518	893,125	927,311	1,107,091	1,042,020
紀伊山地の霊場と参詣道	583,569				
石見銀山遺跡とその文化的景観	387,370	524,356	459,456	511,682	422,793
平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	167,895	285,304	263,130	412,786	264,580
富士山—信仰の対象と芸術の源泉	22,528	25,649	19,041	21,983	23,994
富岡製糸場と絹産業遺産群	1,222,334	1,536,749	964,179	869,275	1,243,066
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	167,250	296,430	151,796	112,660	90,531
ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—（国立西洋美術館）	24,243	57,208	158,287	58,144	51,351
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	329,917	186,000	248,103	283,116	-
長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	710,492	1,329,228	696,635	706,979	1,143,830

資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成  
 ※1 世界遺産以外の文化財を含む文化財保護措置の予算額  
 ※2 2014年度から2018年度までの5か年度の予算額の合計、コア及びバッファに関する保存管理事業に限定  
 ※3 このほか、各自治体の関係部局による予算措置あり

### ④我が国の暫定一覧表記載文化遺産

2019年3月31日時点の我が国の暫定一覧表記載文化遺産は、全7件となっている（表IV-10-10）。

2018年7月、文化審議会は暫定リストのうち「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」を世界文化遺産に推薦することを正式に決定したが、ユネスコが世界遺産への推薦枠を2020年の登録審査から1国1件に限定しているなか、2018年度は自然遺産（「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」）を推薦資産とする政府決定が発表された。2019年1月、文化審議会では2018年度の選定結果を2019年度に引き継ぐことを決定し、2021年の登録を目指している。

表IV-10-10 我が国の暫定一覧表記載文化遺産

NO.	遺産名	所在地	記載年
1	古都鎌倉の寺院・神社ほか	神奈川県	1992
2	彦根城	滋賀県	1992
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群	奈良県	2007
4	北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	2009
5	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	2010
6	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	2010
7	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	2012

資料：文化庁資料より（公財）日本交通公社作成

## (2) ユネスコ無形文化遺産

### ①「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産登録

2018年11月29日、モーリシャスのポートルイスで開催された無形文化遺産保護条約第13回政府間委員会において、「来訪神：仮面・仮装の神々」が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録された。

既に登録されていた「甕島のトシドン」の拡張提案という形で、国指定重要無形民俗文化財の10件を構成要素としてグループ化して登録されたものである。2016年3月の提案書提出後、無形文化遺産の登録がない国などからの提案を優先して審査することを定めた条約運用指示書の規定に基づき、審査が先送りされていた。

無形文化遺産保護条約は、無形文化遺産を国内的及び国際的に保護することを目的とした条約で、世界遺産は「顕著な普遍的価値」が重要な登録基準であるのに対し、無形文化遺産には同様の基準がなく、世界各地の無形文化遺産の多様性を示すことに重きが置かれている。

2019年3月31日現在、日本国内の無形文化遺産は21件となっている。

### ②「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の審査先送り

2018年3月に提案をした「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」については、条約運用指示書の規定に基づき、審査が先送りされた。

(門脇茉海)